

ご遺族のための手続きハンドブック

堺市 美原区版



令和7年4月

ご遺族の方へ

この度は、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた際には、多くのお手続きが必要となり、ご遺族の方々にとっては大変なご負担であろうと思われます。

お手続きの際に、本ハンドブックをお役立ていただきたく存じます。

目 次

美原区役所での手続き一覧	P 3
市役所(区役所以外)などでの手続き一覧	P 5
美原区役所での手続き概要	P 6
市役所(区役所以外)などでの手続き概要	P15
その他の関係機関などでの主な手続き一覧	P20

ご 注 意

本ハンドブックでは、死亡届提出後に必要となる手続きをご案内しています。(火葬がお済みの場合は、すでに死亡届を提出されています。)

一部の手続きを除き、押印を廃止し、原則署名に変更していますが、申請者(相続人等)が自署しない場合など、印鑑が必要となる場合があります。詳しくは、各手続きの受付・相談窓口にお問い合わせください。

亡くなられた方の状況によっては、このハンドブックに記載しているもの以外にも手続きが必要な場合があります。

なお、各種手続きの内容や窓口等が変更になることもありますことをご了承ください。

手続き判定ナビについて

堺市電子申請システムの「手続き判定ナビ」では、パソコンやスマートフォンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きの一覧が表示されます。

手続きの一部では、オンラインで完結できる来庁不要の「行かない手続き」と来庁が必要な場合も事前に申請書をデータで作成し窓口での記入を省略できる「書かない手続き」がご利用いただけます。



故人のマイナンバーカード

マイナンバーカードやマイナンバーの通知カードを市民課に返納していただく必要はありません。また、返納された場合、故人のマイナンバーを確認することができなくなります。

相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められる場合がありますので、亡くなられてから諸手続きが済むまではマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。

諸手続きが終わりましたら、ご遺族の方で処分してください。

故人のおでかけ応援カード

おでかけ応援カードの利用者が亡くなられた場合、死亡届により、カードは失効し使えなくなります。

このため、故人のカードを市に返却していただく必要はありません。カードをはさみ等で切って、ご遺族の方で処分いただいて結構です。

問い合わせ窓口
交通部 072-228-7756

～美原区役所での手続きにお持ちいただくものなど～

主に必要となるもの

手続きに来られる方(ご遺族)のもの

本人確認書類

・1点でよいもの(官公庁の交付した、本人の写真が添付されたもの)
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など

・2点必要なもの(氏名を確認できるもの)
被保険者証(健康保険・介護保険、年金手帳など)

- ☐ 預貯金通帳やキャッシュカード等の口座番号が確認できるもの
- ☐ 委任状(代理人が手続きする場合)
- ☐ 認印(委任者の自署でない場合は印鑑が必要です)

※ 年金事務所で年金の手続きを代理の方が行う場合、日本年金機構の様式の委任状が必要です。

葬祭を行った方のもの

(亡くなった方が、国民健康保険や後期高齢者医療に加入されていた場合)

- ☐ 葬祭費用の領収書
- ☐ 預貯金通帳やキャッシュカード等の口座番号が確認できるもの

亡くなった方のもの

故人の状況により、ここでご案内しているもの以外にも必要なものが生じる場合があります。

- ☐ マイナンバーカード、住民基本台帳カード、印鑑届出カード
- ☐ 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの被保険者証
- ☐ 各種受給者証、身体障害者手帳・療育手帳など
- ☐ 死亡診断書の写し
- ☐ その他市役所から交付された証書類

住民票の世帯主変更について

■世帯主が亡くなり、残る世帯員に15歳以上の方が2名以上いる場合は、世帯主変更の届出が必要です。

■残る世帯員の15歳以上の方のみこの届出ができますので、それ以外の方は、委任状が必要です。

美原区役所での手続き一覧

以下の手続きは、美原区役所内でお手続きいただけます。（受付窓口の所在地は裏表紙をご覧ください。）

各参照ページに手続きの概要を記載しています。

	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照 ページ	受付窓口
住民 関係	☐ 印鑑登録をしている	・ 印鑑登録証の返還	P6-①	市民課
	☐ 世帯主である	・ 世帯主変更	P6-②	
年 金	☐ 次のいずれかを受給している※1 ・ 遺族基礎年金のみ ・ 障害基礎年金のみ ・ 寡婦年金のみ	・ 未支給年金の請求	P6-③	保険年金課
	☐ 国民年金に加入している	・ 遺族基礎年金の請求	P6-④	
		・ 寡婦年金の請求		
		・ 死亡一時金の請求		
保 険	☐ 国民健康保険に加入している または国民健康保険に加入している方のいる世帯 の世帯主である	・ 資格喪失届及び各種証の返還	P7-⑤	
		・ 世帯主変更		
		・ 葬祭費の支給申請		
		・ 高額療養費等の各種申請		
	☐ 後期高齢者医療に加入している	・ 各種証の返還	P7-⑥	
		・ 葬祭費の支給申請		
・ 高額療養費等の振込口座の変更				
福祉 医療	☐ 下記の福祉医療費助成のいずれかを受給している ・ 重度障害者医療費助成 ・ 子ども医療費助成 ・ ひとり親家庭医療費助成 ・ 老人医療費助成（令和3年3月末まで）	・ 医療証の返還 ・ 振込口座の変更 ・ 償還払い（大阪府外受診など）	P8-⑦	
介護 保険	☐ 65歳以上の方または介護認定を受けている	・ 各種証の返還	P8-⑧	地域福祉課 介護保険係
高齢	☐ 高齢者紙おむつ給付を利用している	・ 高齢者紙おむつ給付の手続き	P8-⑨	地域福祉課 地域福祉係
高齢 障害	☐ 緊急通報システムを利用している	・ 緊急通報システムの手続き	P8-⑩	
障 害	☐ 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給している	・ 異動届 ・ 未支払給付金請求	P9-⑪	地域福祉課 地域福祉係
	☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当 福祉手当（経過的措置）のいずれかを受給している	・ 資格喪失届 ・ 受給者死亡届兼未支払手当請求書	P9-⑫	
	☐ 障害者扶養共済の加入者等 （障害のある方の保護者、障害者、年金受給者）である	・ 年金給付申請 ・ 弔慰金給付申請 ・ 死亡・障害届	P9-⑬	
	☐ 特別児童扶養手当の支給対象児童である または、特別児童扶養手当を受給している	・ 資格喪失届または額改定届 ・ 受給者死亡届 ・ 未支払手当の請求	P10-⑭	
	☐ 重度障害者福祉タクシー利用料金助成を利用している	・ 利用券の返還	P10-⑮	
	☐ 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳を持っている	・ 各種障害者手帳の返還	P10-⑯	（身体・療育・精神） 地域福祉課 地域福祉係
	☐ 自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている	・ 受給者証の返還	P10-⑰	地域福祉課 地域福祉係

※1 厚生年金、老齢基礎年金に関しては年金事務所（P20）での手続きになります。

美原区役所での手続き一覧

以下の手続きは、美原区役所内でお手続きいただけます。（受付窓口の所在地は裏表紙をご覧ください。）

各参照ページに手続きの概要を記載しています。

	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照 ページ	受付窓口
子 ど も	☐ 児童手当の受給者である	・ 未支払手当請求 ・ 認定請求	P11-⑱	子育て支援課
	☐ 児童手当の支給対象児である	・ 受給事由消滅届または額改定(額減)届		
	☐ 児童扶養手当の受給者である	・ 受給者死亡届 ・ 未支払手当請求 ・ 認定請求		
	☐ 児童扶養手当の支給対象児である	・ 資格喪失届または額改定届	P11-⑲	
	☐ 児童扶養手当受給者の配偶者である	・ 受給事由変更届		
	☐ 児童扶養手当受給者の同居親族である	・ 停止関係(発生・消滅・変更)届		
	☐ 認定こども園等に入所している児童の世帯員である	・ 支給認定(変更・取消)申請(届出)書	P12-⑳	
	医 療	☐ 下記の医療費助成のいずれかを受給している ・ 特定医療費（指定難病）助成 ・ 小児慢性特定疾病医療費助成	・ 受給者証の返還	
そ の 他	☐ 被爆者健康手帳を持っている	・ 手帳の返還 ・ 葬祭料支給申請	P12-㉒	
	☐ 医師免許等取得者が死亡した	・ 医師免許等の登録抹消申請	P12-㉓	
	☐ 飼い犬の所有者を変更する	・ 飼い犬所有者登録の変更	P13-㉔	美原保健センター または動物指導センター
	☐ くみ取り世帯であり、届け出内容に変更（世帯 人数、利用者名、くみ取りの廃止）がある	・ し尿くみ取りの届出	P13-㉕	市民課または環境業務課※ 2
税 金	☐ 故人の固定資産を確認したい	・ 土地・家屋名寄帳の取得	P13-㉖	市税の窓口 または固定資産税課※ 3
	☐ 個人市民税・府民税が課税されている	・ 相続人代表者の指定	P13-㉗	市税の窓口または (市府民税)市民税課 (固定資産税)固定資産税課※ 3
	☐ 固定資産を持っている	・ 現所有者の申告	P14-㉘	
	☐ 未登記家屋を持っている	・ 未登記家屋の名義変更	P14-㉙	市税の窓口または 固定資産税課※ 3
	☐ 原動機付自転車(125cc以下、ミニカー含む) や小型特殊 自動車を所有している	・ 原動機付自転車(125cc以下、ミニ カー含む) や小型特殊自動車の手続き	P14-㉚	市税の窓口または 法人諸税課※ 3
	☐ 納付していない税金がある、または不明である	・ 納税申し出または納税相談	P14-㉛	市税の窓口または納税課※ 3
	☐ 堺市税を故人の口座から口座振替で納税している	・ 口座振替の変更または廃止	P14-㉜	市税の窓口、納税課 または税務運営課収納係※ 3

※ 2 保健医療課、環境業務課は、市役所本庁舎にあります。

※ 3 税務運営課は市役所本庁舎内に、固定資産税課、市民税課、納税課、法人諸税課は三国ヶ丘庁舎にあります。

市役所（区役所以外）などでの手続き一覧

以下は、美原区役所外での手続きです。所在地については裏表紙をご覧ください。

	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照 ページ	受付窓口
市 営 住 宅	☐ 市営住宅の名義人であり、同居人（条件あり）が新たに名義人となる	・入居権継承承認申請	P15-①	堺市営住宅管理センター ただし、協和町・大仙西町住宅については住宅改良課
	☐ 名義人でない同居人である	・入居者異動届		
	☐ 入居者であり、市営住宅を退去する	・市営住宅返還届		
上 下 水 道	☐ 水道の使用を中止する	・水道の使用中止の届出	P15-②	上下水道局お客様センター
	☐ 使用者名を変更する	・水道の使用者名の変更連絡	P15-③	
	☐ 納付をしていない水道料金等がある	・水道料金等の納付に関する確認	P15-④	
	☐ 環境整備資金貸付金を受けている	・環境整備資金貸付金に関する確認	P16-⑤	
	☐ マンションや雑居ビルの経営者等である	・マンション等の水道に関する確認	P16-⑥	
	☐ 井戸水等を使用しており、使用者や世帯人数等変更があった	・井戸水等の使用態様変更届出	P16-⑦	上下水道局 給排水設備課 水洗化促進係
	☐ 下水道事業受益者負担金の支払いが残っている土地を相続した	・下水道事業受益者負担金の納付義務の承継届出	P16-⑧	上下水道局 事業サービス課 業務係
斎 場 墓 地	☐ 斎場墓地の使用者であり、使用権を承継する	・堺市立斎場墓地 使用権の承継申請	P17-⑨	堺市立斎場
霊 園 霊 堂	☐ 堺市霊園または堺市霊堂の使用者であり使用権を承継する	・霊園または霊堂 使用権の承継申請	P17-⑩	堺市霊園・堺市立霊堂
農 地	☐ 農地を所有している	・農地法第3条の3の規定による届出	P17-⑪	農業委員会事務局
森 林	☐ 森林の土地を所有している	・森林の土地の所有者届出	P17-⑫	農水産課
医 療 等	☐ 公害医療手帳を持っている	・公害医療手帳の返還	P18-⑬	保健医療課
	☐ 個人開設した病院等の開設者である	・病院、診療所、助産所、施術所の開設者死亡届出	P18-⑭	
	☐ 精神保健指定医である	・精神保健指定医の死亡届出	P18-⑮	精神保健課
浄 化 槽	☐ 浄化槽の管理者であり、同居人等が新たな管理者となる	・浄化槽管理者の変更の届出	P18-⑯	環境業務課
	☐ 浄化槽の管理者であり、浄化槽を廃止する	・浄化槽の廃止の届出	P18-⑰	

美原区役所での手続き概要

1 □ 印鑑登録証の返還

住民関係

故人が印鑑登録をしていた場合、死亡届により、印鑑登録証は無効となります。印鑑登録証は後日返還してください。

ただし、紛失されている場合は返還不要です。

手続き・持ち物

□ 故人の印鑑登録証

受付・相談窓口

市民課 072-363-9313

期 限

なし

2 □ 世帯主変更

住民関係

故人が世帯主であった場合で下記の両方に該当するときは、新しい世帯主を届け出る手続きが必要となります。

- ・ 同一世帯に残された世帯員が2名以上いる
- ・ 残った世帯員はいずれも15歳以上の者である

手続き・持ち物

□ 窓口に来られる方の本人確認書類

□ 委任状（窓口に来られる方が新世帯主と別世帯の場合、新世帯主からの委任状が必要）

受付・相談窓口

市民課 072-363-9313

期 限

世帯主が亡くなった日から14日以内

3 □ 未支給年金の請求

年 金

故人が年金を受給していた場合、未支給年金の請求が可能な場合があります。詳細は下記の窓口でご相談ください。

手続き・持ち物

□ 亡くなった方の年金証書

□ 窓口に来られる方の本人確認書類

※上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、まずは、下記の窓口でご相談ください。

受付・相談窓口

遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金

保険年金課 072-363-9314

※国民年金以外の年金に加入していた期間がある場合、年金事務所となります。

老齢基礎年金・厚生年金

堺東年金事務所 072-238-5101

（20ページ）

期 限

亡くなった日から5年以内

4 □ 国民年金の手続き（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求）

年 金

故人が国民年金加入中であった場合など、遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。

手続き・持ち物

□ 年金手帳、基礎年金番号通知書など

□ 窓口に来られる方の本人確認書類

※上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、まずは、下記の窓口でご相談ください。

受付・相談窓口

遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金

保険年金課 072-363-9314

※国民年金以外の年金に加入していた期間がある場合、年金事務所となります。

期 限

遺族基礎年金または寡婦年金

亡くなった日から5年以内

死亡一時金

亡くなった日から2年以内

5 □ 国民健康保険の手続き

保 険

故人が国民健康保険の被保険者、または国民健康保険に加入している方のいる世帯の世帯主であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物**資格喪失届及び各種証の返還**

- ☐ 死亡が確認できるもの（死亡診断書等）
- ☐ 故人の被保険者証または資格証明書等、資格情報がわかるもの
- ☐ 高齢受給者証（70～74歳の方）
- ☐ 限度額適用認定証（お持ちの方）
- ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの方）
- ☐ 申請者の本人確認書類

世帯主変更（故人が世帯主の場合）

- ☐ 同一世帯員の被保険者証または資格証明書等、資格情報がわかるもの
- ☐ 高齢受給者証（70～74歳の方）
- ☐ 限度額適用認定証（お持ちの方）
- ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの方）
- ☐ 申請者の本人確認書類

葬祭費の支給申請

- ☐ 故人の被保険者証または資格証明書等、資格情報がわかるもの
- ☐ 死亡が確認できるもの（死亡診断書等）
- ☐ 葬儀の領収書
- ※葬祭執行者の氏名が記載されているもの
- ☐ 葬祭執行者の口座情報がわかるもの
- ☐ 申請者（葬祭執行者）の本人確認書類

高額療養費等の申請及び振込口座の変更**（故人が世帯主の場合かつ対象者のみ）**

- ☐ 申請者（相続人）の本人確認書類
- ☐ 相続関係がわかる書類
- ☐ 申請者（相続人）の口座情報がわかるもの

受付・相談窓口

保険年金課 072-363-9314

期 限**葬祭費の支給申請**

葬祭を行った日の翌日から2年以内

高額療養費の申請及び振込口座の変更

診療年月の翌月1日から2年以内

その他の手続き

亡くなった日から14日以内

6 □ 後期高齢者医療の手続き

保 険

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物**各種証の返還**

- ☐ 故人の被保険者証等、資格情報がわかるもの
- ☐ 限度額適用認定証（お持ちの方）
- ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの方）

葬祭費の支給申請

- ☐ 故人の被保険者証等、資格情報がわかるもの
- ☐ 死亡が確認できるもの（死亡診断書等）
- ☐ 葬儀の領収書
- ※葬祭執行者の氏名が記載されているもの
- ☐ 葬祭執行者の口座情報がわかるもの
- ☐ 申請者（葬祭執行者）の本人確認書類

高額療養費等の振込口座の変更（対象者のみ）

- ☐ 申請者（相続人）の本人確認書類
- ☐ 相続関係がわかる書類
- ☐ 申請者（相続人）の口座情報がわかるもの

受付・相談窓口

保険年金課 072-363-9314

期 限**葬祭費の支給申請**

葬祭を行った日の翌日から2年以内

高額療養費の申請

診療年月の翌月1日から2年以内

その他の手続き

速やかに

7 ☐ 福祉医療費助成の手続き

福祉医療

故人が福祉医療費助成（重度障害者医療費助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、老人医療費助成【令和3年3月末まで】）の受給者であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

医療証の返還

- ☐ 医療証

振込口座の変更（対象者のみ）

- ☐ 申請者（相続人）の本人確認書類
☐ 相続関係がわかる書類
☐ 申請者（相続人）の口座情報がわかるもの

償還払い（大阪府外受診など）

上記に加えて、医療機関等の領収書が必要となります。

受付・相談窓口

保険年金課 072-363-9314

期 限

速やかに

ただし、償還払いは医療機関等に支払った日の翌日から5年以内（医療費助成の資格がある期間のうち、健康保険の保険給付が行われたものに限ります。）

8 ☐ 介護保険の手続き

介護保険

故人が65歳以上の方または40歳以上で介護認定を受けていた場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

各種証の返還

- ☐ 被保険者証
☐ 負担割合証（交付されている場合）
☐ 負担限度額認定証（交付されている場合）

お手元がない場合は、そのままお越しください。
 ※保険料の精算や高額介護サービス費等の支給は対象者に後日書類を送付します。

受付・相談窓口

地域福祉課 介護保険係 072-363-9316

期 限

14日以内

※堺市ホームページからオンライン申請可



①堺市電子申請システム

介護保険資格
取得・異動・喪失届

検索

②キーワード検索

9 ☐ 高齢者紙おむつ給付の手続き

高 齢

故人が高齢者紙おむつ給付を受けていた場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

給付辞退届出書振込口座の変更（購入費支給の場合）

- ☐ 利用していない給付券
☐ 通帳など口座情報が確認できるもの
 （購入費支給の場合）

受付・相談窓口

地域福祉課 地域福祉係 072-341-0033

期 限

速やかに

※堺市ホームページからオンライン申請可



①堺市電子申請システム

②キーワード検索

おむつ

検索

10 ☐ 緊急通報システムの手続き高 齢
障 害

故人が緊急通報装置を利用していた場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

利用終了（変更）事由発生届、装置の返却

- ☐ 緊急通報装置

※利用者変更の場合は別に手続きが必要です。

受付・相談窓口

地域福祉課 地域福祉係 072-341-0033

期 限

速やかに

11 □ 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金の手続き

障 害

故人が大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していた場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

異動届

未支払給付金請求書(受給者が亡くなり、未支払給付金がある場合)

受付・相談窓口

地域福祉課 地域福祉係 072-341-0033

期 限

速やかに

12 □ 特別障害者手当等の手続き

障 害

故人が下記いずれかを受給していた場合、下記の手続きが必要です。

【特別障害者手当】 【障害児福祉手当】
【福祉手当(経過的措置)】

手続き・持ち物

資格喪失届

受給者死亡届兼未支払手当請求書

- ☐ 振込口座情報がわかるもの
(未支払手当がある場合)

※受給者の配偶者または扶養義務者で生計を同じくしていた者の名義の口座に限る。

受付・相談窓口

地域福祉課 地域福祉係 072-341-0033

期 限

速やかに

13 □ 障害者扶養共済の手続き

障 害

故人が障害者扶養共済の加入者(障害のある方の保護者)、障害者または年金受給者であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【故人が加入者(障害のある方の保護者)である】
年金給付申請

- ☐ 死亡診断書もしくは死体検案書原本
- ☐ 加入者の住民票(除票)
- ☐ 障害者の住民票
- ☐ 年金管理者の住民票
- ☐ 振込口座の通帳(見開き)のコピー
- ☐ 加入証書

【故人が障害者である】

弔慰金給付申請

- ☐ 加入者の住民票
- ☐ 障害者の住民票(除票)
- ☐ 振込口座の通帳(見開き)のコピー
- ☐ 加入証書

【故人が年金受給者である】

死亡・障害届

- ☐ 年金受給権者(障害者)の住民票(除票)
- ☐ 年金証書

受付・相談窓口

地域福祉課 地域福祉係 072-341-0033

期 限

速やかに

14 □ 特別児童扶養手当の手続き

障 害

故人が特別児童扶養手当の支給対象児童であった場合、または故人が特別児童扶養手当を受給していた場合、下記のいずれかの手続きが必要です。

手続き・持ち物

受給者死亡届

資格喪失届または額改定届

未支払手当請求書(未支払手当がある場合)

☐ 手当証書☐ 振込口座情報がわかるもの

(未支払手当がある場合)

※未支払手当がある場合は、未支払分を受給する

児童の振込口座情報のわかるもの

※受給者変更の場合は別に手続きが必要です。

受付・相談窓口

地域福祉課 地域福祉係 072-341-0033

期 限

速やかに

15 □ 重度障害者福祉タクシー
利用券の返還

障 害

故人が重度障害者福祉タクシー利用券を利用していた場合、返還の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

☐ 未使用分のタクシー利用券

受付・相談窓口

地域福祉課 地域福祉係 072-341-0033

期 限

速やかに

16 □ 各種障害者手帳の返還

障 害

故人が下記のいずれかの手帳をお持ちの場合、手帳返還の手続きが必要となります。

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

手続き・持ち物

☐ 返還する手帳☐ 障害者手帳返還届(身体・療育)☐ 精神障害者保健福祉手帳所持者死亡届(精神)

受付・相談窓口

(身体・療育・精神)

地域福祉課 地域福祉係 072-341-0033

期 限

速やかに

17 □ 自立支援医療受給者証の返還

障 害

故人が自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの場合、受給者証の返還が必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 自立支援医療(精神通院)受給者証返還届
- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院)

受付・相談窓口

地域福祉課 地域福祉係 072-341-0033

期 限

速やかに

18 □ 児童手当の手続き

子ども

それぞれ下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【手当を受給していた方が亡くなった場合】 未支払手当請求（未支払の手当がある場合）

- ☐ 未支払分を受給する児童の口座情報がわかるもの

認定請求書

- ☐ 請求者のマイナンバーが分かる書類（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票のいずれか）
- ☐ 請求者（代理人）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ☐ 請求者名義の口座情報がわかるもの

※その他個々の状況により別途書類が必要になる場合がございます。詳しくは下記窓口でご確認ください。

【支給対象となっていた児童が亡くなった場合】 受給事由消滅届・額改定（額減）届

受付・相談窓口

子育て支援課 072-341-6411

期 限

受給事由消滅届 額改定（額減）届 未支払請求書

速やかに

認定請求書

原則として申請日の属する月の翌月分から支給が開始されます。

※故人に対しては、亡くなった月分まで支払われます。したがって亡くなった月中に認定請求の手続きをすれば翌月分から継続して支給されます。

また、月末にお亡くなりになり、手続きが翌月にまたがる場合、亡くなった翌日から15日以内に手続きをすれば、亡くなった翌月分から支給されます。



※堺市ホームページからオンライン申請可

児童手当 未支払

検索

②キーワード検索

①堺市電子申請システム

19 □ 児童扶養手当の手続き

子ども

それぞれ下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【手当を受給していた方が亡くなった場合】 受給者死亡届・未支払手当請求（未支払の手当がある場合）

- ☐ 未支払分を受給する児童の口座情報がわかるもの
- ☐ 児童扶養手当証書

認定請求書

※亡くなった方の代わりに児童を育てる方が申請者となります。

- ☐ 持ち物は、世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは下記窓口でご確認ください。

【支給対象となっていた児童が亡くなった場合】 資格喪失届または額改定届

- ☐ 児童扶養手当証書

【児童扶養手当受給者の配偶者の方が亡くなった場合】

※必ず受給されている方が届け出てください。

児童扶養手当支給にあたる該当事由の変更

- ☐ 持ち物は、世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは下記窓口でご確認ください。

【児童扶養手当受給者の同居親族の方が亡くなった場合】

※必ず受給されている方が届け出てください。

扶養義務者の所得による支給停止消滅届

- ☐ 児童扶養手当証書

受付・相談窓口

子育て支援課 072-341-6411

期 限

資格喪失届または額改定届

速やかに

受給者死亡届・未支払手当請求 認定請求書

認定請求の翌月分からの手当が支給されることとなりますので、速やかにお手続きください。

20 ☐ 認定こども園等の手続き(世帯員の死亡) 子ども

故人が認定こども園や保育所等に入所している児童と世帯を同じくしていた方の場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

支給認定(変更・取消)申請(届)

受付・相談窓口

子育て支援課 072-341-6411

期 限 ※堺市ホームページからオンライン申請可
速やかに



保育変更

検索

①堺市電子申請システム

②キーワード検索

22 ☐ 被爆者健康手帳の手続き その他

故人が下記の手帳をお持ちの場合、下記の手続きが必要になります。

手続き・持ち物

被爆者健康手帳の返還

- ☐ 死亡診断書または死体検案書の写し
- ☐ 被爆者健康手帳または健康診断受診者証
- ☐ 各種手当証書(手当受給者のみ)
- ☐ 認定書(原爆症認定を受けている者のみ)

葬祭料の支給申請

- ☐ 死亡診断書または死体検案書の写し
- ☐ 死亡した被爆者の住民票(除票)の写し
- ☐ 葬儀代金領収書の写し、会葬御礼葉書等
喪主の氏名が確認できるもの
- ☐ 申請者名義の口座番号が分かる普通預金
通帳の写し
- ☐ 申請者が喪主以外の場合は委任状
(所定の様式あり)

受付・相談窓口

美原保健センター 072-362-8681

または
保健医療課(市役所本庁舎) 072-228-7582

期 限

被爆者健康手帳の返還

速やかに

葬祭料の支給申請

亡くなった日から5年以内

21 ☐ 医療費受給者証の返還 医療

故人が医療費助成(特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病医療費)の受給者であった場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

受給者証の返還

- ☐ 受給者証

受付・相談窓口

美原保健センター 072-362-8681

または
保健医療課(市役所本庁舎) 072-228-7582

期 限

速やかに

23 ☐ 医師免許等登録の抹消 その他

故人が医師免許等をお持ちの場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

医師免許等取得者登録抹消申請

- ☐ ○○籍(名簿)登録抹消(消除)申請書
- ☐ 免許証原本(紛失の場合は申立書)
- ☐ 死亡診断書(写し可)もしくは
戸籍謄(抄)本

受付・相談窓口

美原保健センター 072-362-8681

または
保健医療課(市役所本庁舎) 072-228-7582

期 限

30日以内

対象となる資格

[医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護
師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、
視能訓練士、臨床検査技師、衛生検査技師]

24 □ 飼い犬の登録変更

その他

所有者を変更する場合、下記の手続きが必要になります。

※新しい所有者が市外の場合、所有者在住の市町村での届出になります。

手続き・持ち物

飼い犬の登録変更

持ち物はありません。

受付・相談窓口

美原保健センター 072-362-8681

または
動物指導センター 072-228-0168

期 限

30日以内

※堺市ホームページからオンライン申請可



犬の登録事項変更届

検索

①堺市電子申請システム ②キーワード検索

26 □ 土地・家屋名寄帳の取得

税金

故人の堺市内の固定資産を確認したい場合

手続き・持ち物

- ☐ 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など）
- ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は固定資産税課へ）
または
固定資産税課（三国ヶ丘庁舎）
072-231-9764

期 限

なし

27 □ 個人市民税・府民税の相続人代表者の指定

税金

故人に個人市民税・府民税が課税されていた場合、相続人代表者の指定手続きが必要となります。

手続き・持ち物

- ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は市民税課へ）
または
市民税課 市民税第三係（三国ヶ丘庁舎）
072-231-9753

期 限

速やかに

※堺市ホームページからオンライン申請可



相続人代表者指定届

検索

①堺市電子申請システム ②キーワード検索

25 □ し尿くみ取りの届出

その他

くみ取り世帯であり、届出内容に変更（世帯人数、利用者名、くみ取りの廃止）がある場合、届出が必要となります。

手続き・持ち物

し尿くみ取りの届出

持ち物はありません。

受付・相談窓口

市民課 072-363-9313

または
環境業務課（市役所本庁舎）072-228-7428

期 限

速やかに

※堺市ホームページからオンライン申請可



し尿

検索

①堺市電子申請システム ②キーワード検索

28 ☐ 固定資産（土地・家屋）の 現所有者（法定相続人）の申告 税金

故人が堺市内に固定資産を所有していた場合、
現所有者の申告手続きが必要となります。
※故人の最終住所地が堺市内の場合は、固定資産税
課より故人の最終住所地へ申告書をお送りしますの
で来庁不要です。

手続き・持ち物

☐ 窓口に来られる方の本人確認書類

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は固定資産税課へ）
または
固定資産税課（三国ヶ丘庁舎）
072-231-9766

期 限

速やかに

31 ☐ 納税申し出または納税相談 税金

納付していない税金がある場合または不明な場
合、下記の窓口にご相談ください。

手続き・持ち物

☐ 相続人であることを確認できる書類
（戸籍謄本など）

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は納税課へ）
または
納税課（三国ヶ丘庁舎）072-231-9773

期 限

延滞金が発生するため速やかにご相談ください。

29 ☐ 未登記家屋の名義変更 税金

故人が堺市内に未登記家屋を所有していた場合、
未登記家屋の名義変更の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

☐ 相続人や相続の内容がわかる書類
（戸籍謄本、遺産分割協議書および相続関係図、
印鑑証明書、遺言書等）
☐ 新名義人の住民票

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は固定資産税課へ）
または
固定資産税課（三国ヶ丘庁舎）072-231-9764

期 限

亡くなられた日の翌年1月末日

32 ☐ 口座振替の変更または廃止 税金

堺市税を故人の口座から口座振替で納税してい
た場合、口座変更または廃止の手続きが必要とな
ります。

手続き・持ち物

口座変更の場合

☐ 納税通知書等通知書番号がわかるもの
☐ 新しく変更する口座の届出印
（朱肉を使うもの）

口座廃止の場合

☐ 納税通知書等通知書番号がわかるもの

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は納税課または
税務運営課収納係へ）

または
納税課（三国ヶ丘庁舎）
072-231-9773
または
税務運営課収納係（市役所本庁舎）
072-228-3957

期 限

速やかに

30 ☐ 原動機付自転車（125cc以下、ミニカー含む） や小型特殊自動車についての手続き 税金

故人が原動機付自転車（125cc以下、ミニカー
含む）や小型特殊自動車を所有していた場合、下
記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は法人諸税課へ）
または
法人諸税課（三国ヶ丘庁舎）072-231-9741

市役所（区役所以外）などでの手続き概要

1 □ 市営住宅の手続き

市営住宅

市営住宅の名義人が亡くなり、同居人が新たに名義人となる場合、手続きが必要となります。

手続き・持ち物

入居権継承承認申請

- ☐ 印鑑（朱肉を使うもの）
- ☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 戸籍謄本
- ☐ 住民票 ☐ 収入（課税）証明 等

期 限

速やかに（14日以内）

名義人でない同居者が亡くなった場合、手続きが必要となります。

手続き・持ち物

入居者異動届

- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 住民票などの確認書類 等

期 限

15日以内

市営住宅を退去される場合、手続きが必要となります。

手続き・持ち物

市営住宅返還届

- ☐ 通帳など口座情報が確認できるもの 等

期 限

速やかに

受付・相談窓口

堺市営住宅管理センター 072-228-8225

ただし、協和町・大仙西町住宅の手続きは
住宅改良課 072-228-8113

※個々の事象により対応が異なるため、詳細な手続きについては、ご相談ください。

2 □ 水道の使用中止

上下水道

水道の使用を中止する場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
0570-02-1132(ナビダイヤル)

または
072-251-1132

期 限

速やかに

※堺市ホームページからオンライン申請可



閉栓

検索

①堺市電子申請
システム

②キーワード検索

3 □ 水道の使用者名の変更

上下水道

使用者名を変更する場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
0570-02-1132(ナビダイヤル)

または
072-251-1132

期 限

速やかに

4 □ 水道料金等の納付に関する確認

上下水道

納付をしていない水道料金等がある場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
0570-02-1132 (ナビダイヤル)
または 072-251-1132

期 限

速やかに

5 ☐ 環境整備資金貸付金に関する確認

上下水道

環境整備資金貸付金を受けている場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
0570-02-1132(ナビダイヤル)

または
072-251-1132

期 限

速やかに

6 ☐ マンション等の水道に関する確認

上下水道

マンションや雑居ビルの経営者等の場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
0570-02-1132(ナビダイヤル)

または
072-251-1132

期 限

速やかに

7 ☐ 井戸水等の手続き

上下水道

井戸水等を使用しており、使用者や世帯人数等の変更があった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

井戸水等の使用態様変更届出

受付・相談窓口

上下水道局
給排水設備課
水洗化促進係
072-250-8945

期 限

速やかに

※堺市ホームページからオンライン申請可



使用態様

検索

①堺市電子申請システム ②キーワード検索

8 ☐ 下水道事業受益者負担金の手続き

上下水道

下水道事業受益者負担金の支払いが残っている土地を相続した場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局
事業サービス課
業務係
072-250-9110

期 限

速やかに

9 ☐ 堺市立斎場墓地使用权の承継

斎場墓地

斎場墓地の使用者が亡くなった場合、使用权を承継するため、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

堺市立斎場墓地使用权の承継申請

- ☐ 戸籍謄本等
（故人と承継者の関係により必要な書類が異なります。
詳しくは下記窓口にお問合せください。）
- ☐ 印鑑登録証明書（3か月以内）
- ☐ 実印

受付・相談窓口

堺市立斎場
072-228-0167

期 限

使用者死亡後、速やかに

10 ☐ 霊園または霊堂使用权の承継

霊園霊堂

霊園または霊堂の使用者が亡くなった場合、使用权を承継するため、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

霊園または霊堂使用权の承継申請

- ☐ 戸籍謄本等
（故人と承継者の関係により必要な書類が異なります。
詳しくは下記窓口にお問合せください。）
- ☐ 印鑑登録証明書（3か月以内）
- ☐ 実印

受付・相談窓口

堺市霊園・堺市立霊堂
072-292-7455

期 限

使用者死亡後、速やかに

11 ☐ 農地の相続

農 地

農地を相続した場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

農地法第3条の3の規定による届出

- ☐ 土地の全部事項証明書（写）

受付・相談窓口

農業委員会事務局
072-228-6825

期 限

権利取得から10か月以内

※堺市ホームページからオンライン申請可



農地法

検索

①堺市電子申請システム ②キーワード検索

12 ☐ 森林の土地の所有者届出

森 林

市内の森林の土地の所有者となった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

森林の土地の所有者届出

- ☐ 取得した森林の場所と範囲がわかる図面
- ☐ 森林の取得が確認できる書類
（登記簿謄本（写し可）、売買契約書、
相続分割協議の目録など）

受付・相談窓口

農水産課 072-228-6971

期 限

所有者となった日から90日以内（相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要）

※堺市ホームページからオンライン申請可



森林

検索

①堺市電子申請システム ②キーワード検索

13 □ 公害医療手帳の返還

医療等

受給者本人が亡くなった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

公害医療手帳の返還

- ☐ 死亡を証する書類（死亡診断書の写し等）
- ☐ 公害医療手帳

受付・相談窓口

保健医療課
072-228-7582

期 限

速やかに

14 □ 病院・診療所・助産所・施術所開設者の死亡手続き

医療等

個人開設した病院等の開設者が死亡した場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

病院・診療所・助産所・施術所の開設者死亡届出

- ☐ 届出人の本人確認書類

受付・相談窓口

保健医療課
072-228-7582

期 限

10日以内

15 □ 精神保健指定医の死亡届出

医療等

精神保健指定医であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

精神保健指定医の死亡届出

- ☐ 精神保健指定医証

受付・相談窓口

精神保健課
072-228-7062

期 限

速やかに

16 □ 浄化槽管理者の変更

浄化槽

浄化槽の管理者が亡くなり、同居人等が管理者となる場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

浄化槽管理者変更報告書の提出

受付・相談窓口

環境業務課
072-222-9940

期 限

30日以内

※堺市ホームページからオンライン申請可



浄化槽管理者変更

検索

①堺市電子申請システム ②キーワード検索

17 □ 浄化槽の廃止

浄化槽

浄化槽を廃止する場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

浄化槽使用廃止届出書の提出

受付・相談窓口

環境業務課
072-222-9940

期 限

30日以内

※堺市ホームページからオンライン申請可



浄化槽使用廃止

検索

①堺市電子申請システム ②キーワード検索

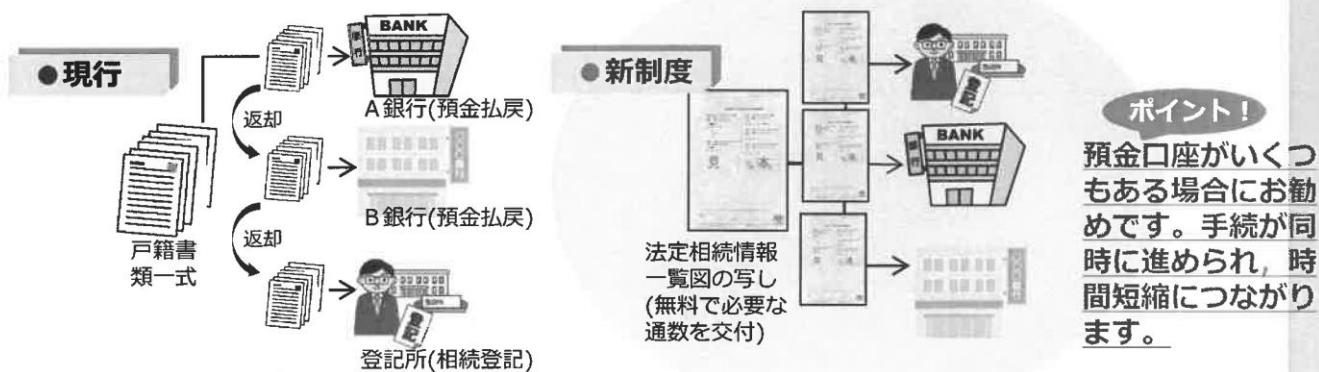
あなたの相続手を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



制度の概要

① 申出
(法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付
(登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

見本

③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

その他の関係機関などでの主な手続き一覧

(注意)故人や遺族の状況によって、管轄の事務所が異なる場合があります。
お手続きに際しては、あらかじめ問い合わせ先にご確認ください。

対 象	主な手続き	問い合わせ先
厚生年金 等	未支給年金の請求 遺族厚生年金請求	・堺東年金事務所 TEL 072-238-5101 FAX 072-221-1238
厚生年金基金	厚生年金基金の手続き	・企業年金連合会 TEL 0570-02-2666(年金相談室) PHS・IP電話からは03-5777-2666 FAX 03-5401-8740
国民年金基金	国民年金基金の手続き	・フリーダイヤル TEL0120-65-4192 ・有料ダイヤル(フリーダイヤルにつながらない場合) 全国国民年金基金近畿支部 TEL050-3665-0259
恩給	恩給の手続き	・総務省恩給相談室 TEL03-5273-1400
普通自動車	税金に関する手続き	・泉北府税事務所 TEL 072-238-7221 FAX072-238-7244
	廃車・名義変更	・大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2060
3輪・4輪の軽自動車	廃車・名義変更	・軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 TEL 050-3816-1842 FAX 072-284-8767
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下) 2輪の小型自動車(250cc超)	廃車・名義変更	・大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2060
国税関係	相続手続き 所得税・消費税申告手続き	・堺税務署 TEL072-238-5551
不動産登記関係 相続関係	土地・家屋等移転登記 法定相続情報証明制度	・大阪法務局堺支局 TEL 072-221-2756
遺言書 相続放棄	検認・開封 相続放棄の申立	・大阪家庭裁判所堺支部 TEL 072-223-7001
運転免許証	返納	・黒山警察署 TEL 072-362-1234 または大阪府下の警察署(大阪水上警察署を除く) ・光明池運転免許試験場 TEL 0725-56-1881
パスポート	失効に関する手続き	・パスポートさかい TEL 072-228-3940 FAX 072-221-1471
特別永住者証明書、在留カード	返納	・大阪出入国在留管理局 TEL 050-3665-0259 IP電話からは06-4703-2050
生命保険等	死亡保険金・給付金の請求	・加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座、株式等	口座凍結の解除、名義変更	・各金融機関、証券会社 等
国債	記名変更 償還金受領	・償還金支払い場所または証券保管証書に記載 の郵便局
クレジットカード	解約	・各契約会社
固定電話・携帯電話・電気・ガス インターネット・ケーブルテレビ その他有料アプリやサービス等	契約承継・名義変更・解約	・各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	・フリーダイヤル 0120-151515 ・有料ダイヤル(フリーダイヤルにつながらない場合) TEL 050-3786-5003
府営住宅	府営住宅に関すること	・大阪府営住宅堺東管理センター TEL 072-221-0109

市内の空き家を相続される方へ

住宅(空き家)は、適切な維持管理をしなければ、危険建築物、環境、衛生など、多岐にわたる問題が発生することになります。建物の劣化や樹木の繁茂等により、周辺に迷惑をかけるとともに、他人に損害を与えた場合には、空き家の管理責任を問われる可能性もあります。空き家を相続される方は、適切な維持管理をお願いします。

住宅専門相談 住宅の相続や利活用等でお悩みの方に、弁護士・司法書士・宅地建物取引士等が無料で相談に応じます。	(申込・問合せ先) 堺市役所 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課 Tel 072-228-8215 Fax 072-228-8034	すまいの終活navi 堺市と連携する堺クラッソーネが提供するシステムで、土地建物の面積や最寄り駅、接する道の幅などの条件を入力することで、「解体費用」と解体後の「土地の売却価格」の概算額を手軽に無料で把握できます。概算額の算出にあたっては、市内の解体相場や市場価格などの地域性が反映されています。具体的な見積もりを希望する場合には、解体工事会社の紹介を受けることもできます。	 
空家等利活用支援制度 市と提携した民間不動産団体の協力事業者が、空き家の売却・賃貸・解体等についての相談や提案等を無料で行います。			

各手続窓口の電話番号・所在地一覧

美原区役所

窓口	電話番号	FAX	所在地	階数等
市民課	072-363-9313	072-363-1586	美原区黒山167-1	本館1階
市税の窓口	—	—		
地域福祉課 介護保険係	072-363-9316	072-362-0767		本館2階
地域福祉課 地域福祉係	072-341-0033			
子育て支援課	072-341-6411	072-341-0611		
保険年金課	072-363-9314	072-363-0020		
美原保健センター	072-362-8681	072-362-8676	美原区黒山782-11	1階

堺市役所

窓口	電話番号	FAX	所在地	階数等
保健医療課	072-228-7582	072-222-1406	堺区南瓦町3-1 (堺市役所 本庁舎)	本館6階
精神保健課	072-228-7062	072-228-7943		
環境業務課	072-222-9940	072-222-9876		本館8階
税務運営課 収納係	072-228-3957	072-228-7618		高層館4階
環境業務課	072-228-7428	072-229-4454		
農業委員会事務局	072-228-6825	072-228-7410		高層館7階
農水産課	072-228-6971	072-228-7370		
住宅改良課	072-228-8113	072-228-8034		高層館14階
堺市営住宅管理センター	072-228-8225	072-228-8223	堺区中瓦町1丁1-21 堺東八幸ビル	4階
動物指導センター	072-228-0168	072-228-8156	堺区東雲西町1丁8-17	—
堺市立斎場	072-228-0167	072-222-8333	堺区田出井町4-1	—
市民税課 市民税第三係	072-231-9753	072-251-5632	北区百舌鳥赤畑町 1丁3-1 (堺市役所三国ヶ丘庁舎 市税事務所)	2階
納税課 納税第三係	072-231-9773	072-251-5634		
固定資産税課 土地・家屋第四係	072-231-9764	072-251-5633		3階
法人諸税課	072-231-9741	072-251-5631		4階
上下水道局お客様センター	0570-02-1132 (ナビダイヤル) または072-251-1132	072-252-4132	—	—
上下水道局 事業サービス課 業務係	072-250-9110	072-250-4299	北区百舌鳥梅北町 1丁39-2	—
上下水道局 給排水設備課 水活化促進係	072-250-8945	072-250-9164		
堺市霊園・堺市立霊堂	072-292-7455	072-292-4431	南区鉢ヶ峯寺773	—

上記に記載の窓口名、電話番号、所在地、階数等については令和6年4月1日時点のものであり、変更になる場合があります。

～ご案内～ インターネットで必要なお手続きを調べることもできます。
「堺市オンラインサービス」または「堺市電子申請システム」で検索してください。

手続き判定ナビ
あなたに必要な手続きをご案内

引っ越しや結婚、子育てなどのカテゴリを選択していくつかの質問に回答すると、あなたに必要な手続きを導き出すことができます。

個人の方 >

事業者の方 >



発行：堺市美原区役所企画総務課
 電話番号：072-363-9311 FAX番号：072-362-7532
 E-mail：mikisou@city.sakai.lg.jp

高齢の方、障害のある方、窓口でのお手続きが困難な方へ

美原区おくやみ手続き～寄り添い～（事前予約制）

※ ご利用までにお日にちがかかります。お急ぎの方は通常通り窓口をご利用下さい。

高齢の方や障害のある方など一人でお悩みの方、 窓口でのお手続きが困難な方はどうぞご利用ください。

美原区役所では、ご遺族の気持ちに寄り添い、区役所での手続きに関する不安や負担を少しでも軽減することを目的に、亡くなられた方に関する様々な手続きをサポートしています。

必要な手続きの確認や案内、申請（請求・届）書への記入支援などを行います。

【申込方法】 美原区役所企画総務課に事前にご予約ください（電話受付時間：9時から17時まで）。

電話：072-363-9311 又は F A X：072-362-7532

利用方法

○利用対象者：ご遺族等（亡くなられた方が堺市在住の方）

※一部手続きについては亡くなられた方が堺市美原区在住の方に限ります。

○利 用 日：月～金曜日（祝休日及び12月29日から1月3日を除く。）

ご利用には、市民課において「死亡が確認」されていることが条件となります。

ご確認できましたら、折り返しのお電話にてご来庁の日時を調整をさせていただきます。

※お急ぎの方は、通常通り各担当窓口でお手続きをお願いします。

○利 用 時 間：各日3区分（10時～、13時30分～、15時～）

○集 合 場 所：美原区役所本館1階 庁舎案内所（事前予約制）

サービスの特徴

○事前予約でよりスムーズに手続き

○申請（請求・届）書の記載の負担を軽減

○専用の個室をご用意

ご利用にあたっての注意事項

○死亡情報の反映の確認にお時間が必要となります。

（手続きをお急ぎの方は、通常通りに直接各担当窓口でお手続きください。）

○戸籍、住民票、証明書類の発行は、別途市民課にお並びいただく必要があります。

○死亡者及び申請者情報（住所・氏名・連絡先等）を区役所内で共有することに同意の上、お申し込みください。

○手続きの内容によっては、担当部署の窓口をご案内する場合があります。

○お持ちいただく物や来庁される方の続柄によって、一度で手続きが終わらない場合があります。

○手続きに関して、美原区役内の各課から連絡する場合がございます。

○お手続きの専用個室への申請者様の入室は3名まで可能です。